

**南工場建替事業に係る事業者選定支援業務に係る
簡易公募型プロポーザル方式手続開始の公示**

令和2年4月15日

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務概要

(1) 業務名

南工場建替事業に係る事業者選定支援業務

(2) 業務内容

「プロポーザル説明書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和4年12月28日まで

2 参加資格（参加表明書の提出者の資格要件）

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）として必要な条件は、次のとおりとする。

(1) 参加表明者の資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び広島市契約規則第2条各号に該当していないこと。

イ 公示日から契約までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。

ウ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者(会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)

(イ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

エ 他の参加表明者のうちに、資金的関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資金的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。（詳細はプロポーザル説明書を参照）

オ 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28

条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。

- (ア) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (イ) 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者
- (ウ) 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者
- (エ) 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
- (オ) 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- カ 本市の平成31・令和2年度の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として業務の種類が土木関係建設コンサルタント業務の「廃棄物」で認定されていること。
- キ 建設コンサルタント登録規程に基づき、国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門に限る。）を行っている者であること。
- ク 他の参加表明者の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。
- ケ 平成22年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、市町村（一部事務組合を含む。）が発注した新焼却施設の整備・運営事業（DBO方式に限る。）に係る事業者選定支援業務を元請として受託した実績を有すること。ただし、共同企業体としての実績の場合は、構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）としての実績に限る。

(2) 技術者の資格要件

- ア 別紙2「広島市委託契約約款（南工場建替事業に係る事業者選定支援業務）」第11条の規定に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は技術士法（昭和58年法律第25条）による技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環〔旧廃棄物管理、旧廃棄物処理又は旧廃棄物管理計画を含む〕）又はRC CM（廃棄物部門）の資格を有する者であること。
- イ 別紙2「広島市委託契約約款（南工場建替事業に係る事業者選定支援業務）」第12条の規定に基づく照査技術者（以下「照査技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は技術士法（昭和58年法律第25条）による技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環〔旧廃棄物管理、旧廃棄物処理又は旧廃棄物管理計画を含む〕）又はRC CM（廃棄物部門）の資格を有する者であること。
- ウ 配置を予定している管理技術者は、平成22年4月1日から公示の日ま

でに完了した業務であって、市町村（一部事務組合を含む。）が発注した新焼却施設の整備・運営事業（ＤＢＯ方式に限る。）に係る事業者選定支援業務を元請（共同企業体としての実績の場合は、代表構成員に限る。）として受託した業務の実績を有していること。ただし、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した実績に限る。

エ 管理技術者及び照査技術者は、提出者の組織に所属していること。

3 手続等

(1) 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局施設部工務課

電話：082-504-2216

ファクシミリ：082-504-2229

電子メール：ka-komu@city.hiroshima.lg.jp

(2) プロポーザル説明書の配布方法等

ア 交付期間

令和2年4月15日（水）から令和2年4月22日（水）まで

イ 交付方法

広島市ホームページからのダウンロードを原則とするが、次のとおり配布・申込受付を行う。

(ア) 配布場所・申込先

(1)に同じ。ただし、上記交付期間の広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に基づく市の休日を除く毎日8時30分から17時15分まで

(3) 受付期間

ア 参加表明書の受付期間

令和2年4月15日（水）から令和2年4月22日（水）まで

イ 技術提案書の受付期間（2の資格要件を全て満たし、技術提案書を提出しようとする者（以下「技術提案者」という。）に限る。）

令和2年5月11日（月）から令和2年5月15日（金）まで

(4) プロポーザル説明書に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出すること。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを併記すること。

イ 質問の受付期間

(ア) 参加表明書に関する事項

令和2年4月15日(水)から令和2年4月17日(金)まで

(イ) 技術提案書に関する事項

令和2年4月15日(水)から令和2年4月22日(水)まで

なお、どちらに該当するか不明瞭な場合は、(ア)の期間に提出すること。

(郵送の場合は、それぞれの提出期限までに必着のこと。)

ウ 参加表明書に関する回答は、順次、市ホームページに掲載する。

エ 技術提案書に関する回答は、令和2年4月27日(月)以降に書面により技術提案者に直接回答する。

4 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書が書類不備(誤記載を含む。)で確認できない場合、参加表明書又は技術提案書を無効とする。
- (4) 技術提案者特定基準及びその他の詳細は、南工場建替事業に係る事業者選定支援業務に係る簡易公募型プロポーザル説明書による。